

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿		令 0 8 原 機 (も) 0 9 1 令 和 8 年 5 月 2 6 日	
		報告者 住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1 氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範 (公印省略)	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。			
原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ 福井県敦賀市白木 2 丁目 1 番地		
防災訓練実施年月日	令和 7 年 12 月 16 日	令和 7 年 12 月 16 日	令和 7 年 6 月 12 日 ～令和 7 年 11 月 6 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	(第 1 部訓練) 大規模地震 (震度 6 弱 : 警戒事態) を起因とし、解体現場での火災発生、Na 漏えい警報発報、管理区域での負傷者発生、外部電源喪失と DG 起動失敗による SBO 発生、燃料池水の漏えいの発生を想定	(第 2 部訓練) 大規模地震 (震度 6 弱 : 警戒事態) を起因とし、燃料池水の漏えいに伴う敷地境界付近の放射線量の上昇により、原子力災害対策特別措置法第 10 条事象及び第 15 条事象に進展する原子力災害を想定	原子力災害対策特別措置法第 15 条事象が発生し、高放射線環境下における現場での応急措置が必要となる事態を想定
防災訓練の項目	総合防災訓練	総合防災訓練	個別訓練
防災訓練の内容	総合防災訓練 ※以下の要素訓練を組み合わせて実施 ①要員参集訓練 ②通報訓練 ③緊急時環境モニタリング訓練 ④もんじゅ施設内退避者誘導訓練 ⑤原子力災害医療訓練 ⑥その他の訓練	総合防災訓練 ※以下の要素訓練を組み合わせて実施 ①通報訓練 ②その他の訓練	遠隔機材の操作訓練
防災訓練の結果の概要	別紙 1 のとおり	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙 1 のとおり	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

防災訓練の結果の概要（総合防災訓練）

本訓練は、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）及び高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定に基づき実施した。

また、訓練実施方法を2部制とし、第1部は「現実的なシナリオに基づく訓練」として現実的な事故事象時の現場対応能力の検証を主眼に訓練を行い、第2部は「もんじゅ現地対策本部（以下「現地対策本部」という）や機構対策本部等の対応の確認」として現場の実動を行わず原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条事象及び第15条事象発生時の通報連絡の対応能力の検証を主眼に訓練を実施した。

1. 訓練目的

本訓練では、原子力防災訓練中期計画（令和7年度～令和9年度）に基づき、もんじゅで緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）事象の発生を想定し、国、自治体等へ正確に情報提供等を行える対応体制、前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認した。

なお、本訓練では、新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）及び日本原子力発電（株）敦賀発電所（以下「原電敦賀発電所」という。）との連携を確認するため、同一地域複数事業所同時発災を想定した訓練を実施した。

2. 達成目標

原子力防災訓練中期計画を踏まえ、以下の達成目標を設定した。

（1）現地対策本部

- ① ふげん、もんじゅ、原電敦賀発電所の同時発災を想定し、事業者間で連携し、発災情報の共有及び災害応急活動を行うこと。【第1部訓練】
- ② 原災法第10条及び第15条事象に至る可能性がある事故、水・蒸気系等発電設備の解体撤去作業中の災害等の複数のトラブルの発生を想定し、現地対策本部で災害対策資料等を活用して情報を整理し、敦賀対策本部、機構対策本部及び機構外に正確な情報共有、外部連絡を行うこと。【第1部訓練及び第2部訓練】
- ③ 作業員の負傷、作業員の汚染等が発生した場合に、負傷者等の管理区域からの搬出、除染対応、応急処置及び情報提供ができること。【第1部訓練】
- ④ 現場活動において、現場対応者-現場指揮者-現地対策本部の指揮命令の実施、その指示に基づいた活動を行うことにより、現場対応能力向上を図ること。【第1部訓練】
- ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

・課題1)

現地対策本部は、国、自治体にFAX送付した通報文の第9報から第11報の着信確認を速やかに開始できなかった。【第1部訓練】

・課題2)

現地対策本部は、機構対策本部や敦賀対策本部に「事象進展対策シート」を用いて正確な情報を提供できなかった。【第1部訓練】

(2) 敦賀対策本部

- ① ERC対応者は、現地対策本部から入手した情報に基づき、機構対策本部を補佐し、ERCへ正確な情報提供ができること。また、敦賀対策本部要員も現地対策本部から情報を入手し、適切な対応をとり、機構内に正確な情報提供ができること。【第1部訓練及び第2部訓練】
- ② 同一地域複数事業所同時発災を踏まえた対応ができること。【第1部訓練】
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。
 - ・課題1)
他事業者との情報共有において、機構サイトに及ぼす環境影響の予想までは、敦賀対策本部に伝えられなかった。【第1部訓練】

(3) 機構対策本部

- ① 機構対策本部ERC対応ブース¹の統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。【第1部訓練】
- ② 同一地域複数事業所同時発災を踏まえた対応ができること。【第1部訓練】
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。
 - ・課題1)
ERCへ報告する情報が多岐にわたる場面において、必要な情報が正確に伝わるかたちで発話することができなかった。【第1部訓練】
 - ・課題2)
視認性が低い視覚情報を用いて、ERCへ説明を実施した。【第1部訓練】

3. 主な検証項目

(1) 現地対策本部

- ① 現地対策本部は、同一地域複数事業所同時発災した際に、発災事業者間で連携し発災情報を共有できること。【第1部訓練】
- ② 現地対策本部は、災害対策資料を活用してEAL事象の発生状況及び応急措置を整理し、機構TV会議システム²等を用いて敦賀対策本部及び機構対策本部に情報提供できること。また、FAX等により機構外（自治体等）に情報提供できること。【第1部訓練及び第2部訓練】
- ③ 原子炉施設管理区域内での作業員の負傷、皮膚汚染等の事象が発生した場合に、負傷者を保護し、搬出、応急処置及び情報提供が円滑に実施できること。また、作業員の皮膚汚染を適切な方法で除染が実施できること。【第1部訓練】
- ④ 現地対策本部は、全交流電源喪失時における応急処置（電源車による給電、可搬式水位計による水位測定）に係る作業を指示し、現場指揮者及び現場要員は、その対応ができること。【第1部訓練】
- ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。
 - ・改善策の検証1)

¹ 統合原子力防災ネットワークシステムを介して原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）と情報共有するための専用ブース。

² 緊急時対応において原子力機構内の各拠点を接続し情報共有を行うためのTV会議システム。

現地対策本部は、相手先の不通等により一部の着信確認が完了しなかった場合においても、並行して次のFAXの着信確認に移行できること。

・改善策の検証2)

記載した「事象進展対策シート」の各対応策の準備の開始時刻及び終了時刻に誤りがないこと、誤りがあった場合は訂正できること。

(2) 敦賀対策本部

- ① ERC対応者は、現地対策本部から情報を入手し、機構対策本部を補佐し、技術的な情報を含めERCへ正確な情報提供ができること。また、敦賀対策本部要員は現地対策本部から情報を入手し、原子力事業所災害対策支援拠点の立上げ等の適切な対応をとり、機構内に正確な情報提供ができること。【第1部訓練及び第2部訓練】
- ② 敦賀対策本部要員は、他事業者と連携し、お互いに発災情報の共有が図れること。【第1部訓練】
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

・改善策の検証1)

他事業者プラントに関する図書類を備え、他事業者から必要な情報を聞き出せること。【第1部訓練】

(3) 機構対策本部

- ① 機構対策本部ERCブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント³」を意識したERCとの情報共有ができること。【第1部訓練】
- ② 機構対策本部ERC対応ブースは、原電敦賀発電所からの発話が優先される状況においても、もんじゅ及びふげんの状況をERCへ伝達できること。【第1部訓練】
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

・改善策の検証1)

「伝わる発話」ができるよう発話時の注意点を記載した掲示物を作成し、ERC対応ブースに掲示すること。【第1部訓練】

・改善策の検証2)

視覚情報の作成基準を整理して拠点に周知していること。【第1部訓練】

4. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

第1部訓練：令和7年12月16日（火） 13時15分～16時06分

第2部訓練：令和7年12月16日（火） 10時00分～11時35分

(2) 対象施設

もんじゅ（現地対策本部）

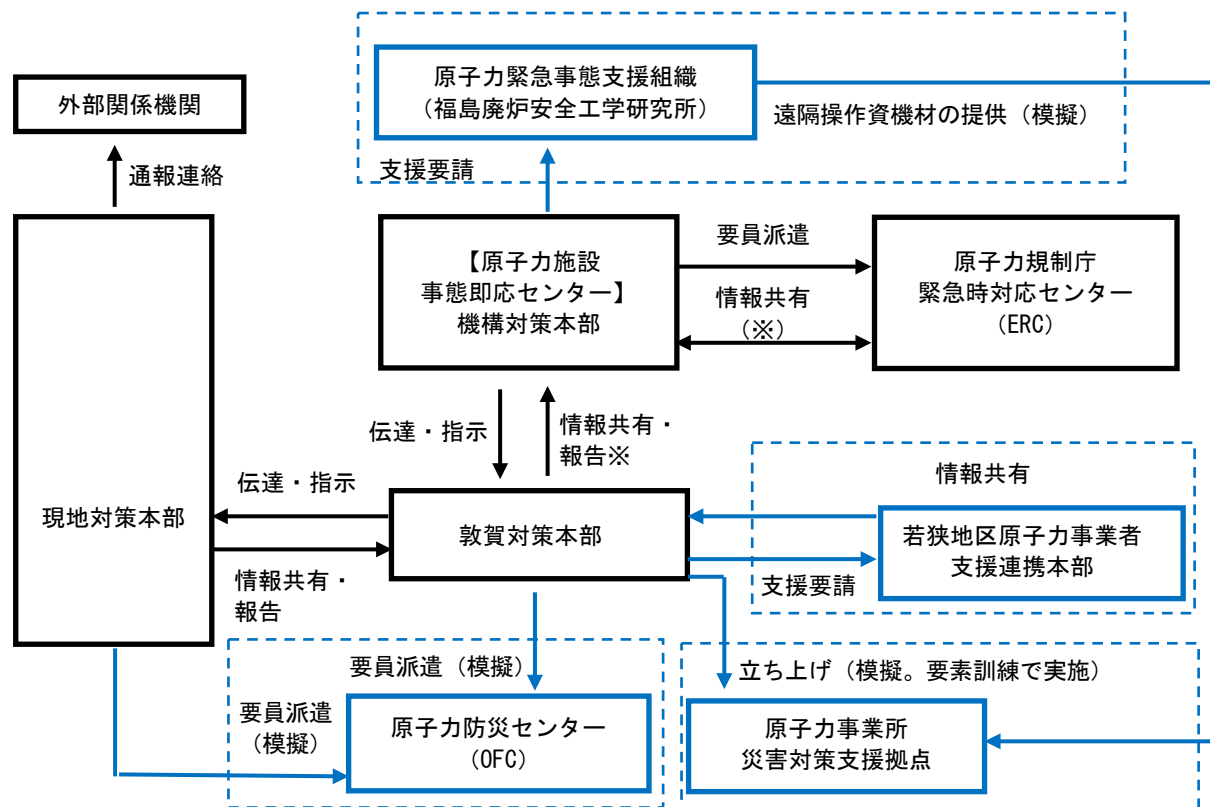
敦賀事業本部（敦賀対策本部）

機構本部（原子力施設事態即応センター：機構対策本部）

³ 報告内容のポイントを整理した発話例

5. 実施体制、評価体制

(1) 実施体制



※ 統合原子力防災ネットワークシステムに接続されたTV会議システムによる情報共有

第1部訓練のみ実施

(2) 評価体制

- 評価のためのチェックリストを作成し活用した。
- もんじゅ内外から選出された訓練モニタ及び外部機関の有識者により、第三者の視点から課題の抽出を図った。
- 訓練参加者による反省会等を通して実施状況を評価した。
- 現場実動訓練の評価として、現場指揮者及び現場要員の活動状況を評価するため、評価を配置した。評価者は、現場経験を3年以上有する者から選出した。

(3) 参加者

【第1部訓練】

- 参加人数 : 159名
- ＜内訳＞
 - ・ 現地対策本部 : 83名
 - ・ 敦賀対策本部 : 37名
 - ・ 機構対策本部 : 35名
 - ・ ERC派遣要員（以下「リエゾン」という。） : 4名
- 訓練評価者（訓練モニタ及び外部機関の有識者）
 - ・ 外部機関の有識者及びもんじゅ以外の拠点から選出した訓練モニタ : 5名

- ・もんじゅから選出した現場モニタ（現場実動訓練の評価）： 5名
- その他(もんじゅ施設内退避者誘導訓練のみ参加した従業員等)： 88名

【第2部訓練】

- 参加人数： 77名
- ＜内訳＞
 - ・現地対策本部： 31名
 - ・敦賀対策本部： 30名
 - ・機構対策本部： 16名
- 訓練評価者(訓練モニタ及び外部機関の有識者)： 5名

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

6. 1 第1部訓練

廃止措置中のもんじゅにおいて、大規模地震が複数回発生し、それを起因とした原災法に定める警戒事態に当たる原子力災害の発生を想定する。

(1) 前提条件

- プラント状況
 - ①原子炉の状態： 廃止措置中（しゃへい体等取出し作業中）
 - ②原子炉容器Naの状態： 原子炉容器Na低液位（通常液位NsL-3.2m）、
Na温度 約200℃（熔融状態）
 - ③1次・2次主冷却系の状態： A、B及びCループNaドレン済（タンクにおいて固化状態）
 - ④外部電源： 275kV敦賀線；2回線どちらも受電中（外部電源正常）
77kV立石線；設備点検中
 - ⑤非常用ディーゼル発電機設備： 1B-D/G；自動待機中
1A-D/G、1C-D/G；運用停止
 - ⑥燃料取扱設備及び貯蔵設備： しゃへい体取出し作業（設備点検中）
炉外燃料貯蔵槽Na液位（通常液位）
冷却系統のNaドレン状態（タンクにおいて固化状態）
燃料池の水位(NwL+100mm)
燃料池に燃料体532体貯蔵中

(2) 事象概要

時刻	内 容
13：15	【AL＜地震発生（敦賀市で震度6弱）＞】
13：20	・現地対策本部設置 ・管理区域内で作業員1名が負傷、身体汚染のおそれあり
13：24	・非管理区域内で火災発生
13：28	・初期消火完了
13：30	・「1次主入口配管（G/P内）Na漏えい」警報発報

時 刻	内 容
13 : 33	・ 公設消防へ通報、連絡
13 : 37	・ 負傷者の身体汚染を確認
13 : 45	・ 負傷者の身体除染完了
13 : 58	・ 負傷者の応急処置完了
14 : 03	・ ナトリウム漏えい検出器フィルタ分析開始
14 : 08	・ ナトリウム漏えい検出器フィルタ分析結果：アルカリ反応なし（ナトリウム漏えいなし） ・ 「1次主入口配管（G/P内）Na漏えい」 警報は誤報と判断 ・ 公設消防に連絡
14 : 15	・ 地震発生（敦賀市で震度5弱） ・ 燃料池水の漏えい発生、燃料池水位低下
14 : 20	・ 外部電源喪失（1A～E-M/C停電） ・ D/G（B） 起動失敗（ロックアウトリレー動作によりトリップ） ・ 全電源喪失
14 : 36	・ 漏えい個所隔離、漏えい停止
14 : 45	・ 電源車から1A-M/Cへ給電を開始
14 : 53	・ 母線連絡により1A-M/Cから1B、1C-M/Cへの給電開始
15 : 00	・ 地震発生（敦賀市で震度5弱） ・ 燃料池水の漏えい発生、燃料池水位低下
15 : 08	・ 屋内消火栓、屋外消火栓、消防車からの給水開始
15 : 30	・ 漏えい個所隔離、漏えい停止
15 : 35	・ 燃料池水位上昇傾向を確認
16 : 06	・ 訓練終了

AL：警戒事態

6. 2 第2部訓練

廃止措置中のもんじゅにおいて、大規模地震を起因とした原災法第10条及び第15条事象に関わる原子力災害の発生を想定する。

（1）前提条件

○プラント状況

- ①原子炉の状態 : 廃止措置中（しゃへい体等取出し作業中）
- ②原子炉容器Naの状態 : 原子炉容器Na低液位（通常液位NsL-3.2m）、
Na温度 約200℃（熔融状態）
- ③1次・2次主冷却系の状態 : A、B及びCループNaドレン済（タンクにおいて固化状態）
- ④外部電源 : 275kV敦賀線；2回線どちらも受電中（外部電源正常）
77kV立石線；設備点検中
- ⑤非常用ディーゼル発電機設備 : 1B-D/G；自動待機中
1A-D/G、1C-D/G；運用停止

⑥燃料取扱設備及び貯蔵設備 : 停止中（翌日のしゃへい体取出し準備作業）
 炉外燃料貯蔵槽Na液位（通常液位）
 冷却系統のNaドレン済（タンクにおいて固化状態）
 燃料池の水位（NwL+100mm）
 燃料池に燃料体532体貯蔵中

○敦賀市 震度6弱の地震が発生（警戒事態）

- ・関係機関に警戒事態該当事象発生後の経過連絡等を実施済み

○燃料池の漏えい発生

- ・地震により燃料池水浄化装置配管が破損。
- ・燃料池水戻配管逆止弁（574V20）が開固着状態。
- ・水位が約NwL-5000mmまで低下。
- ・漏えい箇所（574MV10のフランジ部の破損）を同定するが、V19固着で隔離不可。
- ・サイフォンブレイク（574V61の開）の準備を開始。
- ・消火設備による給水の準備開始。

（２）事象概要

●：訓練開始前（プレーヤーには訓練開始前に事前付与）及び訓練時の想定事象

時 刻	内 容
(8：30)	●若狭湾沖震度5弱地震発生
(8：45)	●現地対策本部設置
(8：45)	●敦賀対策本部設置
(8：45)	●機構対策本部設置
(9：10)	●若狭湾沖震度6弱地震発生 ●【AL<地震発生（敦賀市で震度6弱）>】
(9：10)	●燃料池水位の低下（漏えい発生）
(9：12)	●警戒体制を発令
(9：35)	●サイフォンブレイクの準備開始
10：10	・モニタリングポスト2の指示値上昇 ・ガンマ線エリアモニタの指示値上昇
10：15	・燃料池水位 NwL-6000mm 低下中
10：25	・モニタリングポスト2 6750 nGy/h ・【SE01<敷地境界付近の放射線量の上昇>を原子力防災管理者が判断】
10：30	若狭湾沖震度6弱地震発生
10：35	モニタリングポスト2 6750 nGy/h 変化なし ・【GE01<敷地境界付近の放射線量の上昇>を原子力防災管理者が判断】
10：45	・サイフォンブレイク成功、漏えい停止 燃料池水位NwL-9750mm
10：45	・構内純水系、屋内・屋外消火栓、消防自動車より給水開始
10：55	・燃料池水位が-4250mmまで回復 ・モニタリングポスト2の指示値が正常値に戻る ・ガンマ線エリアモニタの指示値が正常値に戻る

時 刻	内 容
11 : 35	・ 訓練終了

AL : 警戒事態 SE : 施設敷地緊急事態 GE : 全面緊急事態

7. 防災訓練の項目

総合防災訓練

8. 防災訓練の内容

防災業務計画に基づき、もんじゅ、敦賀事業本部及び機構本部との合同による総合訓練を実施した。なお、以下の各訓練はシナリオ非提示型訓練として実施した。

8.1 第1部訓練

(1) 現地対策本部における訓練

※ : 「その他の訓練」を示す。

- ① 要員参集訓練
- ② 通報訓練
- ③ 緊急時環境モニタリング訓練
- ④ もんじゅ施設内退避者誘導訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 情報共有訓練 ※
- ⑦ 応急対応訓練 ※

(2) 敦賀対策本部における訓練

- ① 機構内及びERCとの情報共有訓練
- ② 事業者間の情報連携訓練
- ③ 広報対応訓練
- ④ 原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練

(3) 機構対策本部における訓練

- ① 機構内及びERCとの情報共有訓練
- ② 原子力緊急事態支援組織との連携訓練

8.2 第2部訓練

(1) 現地対策本部における訓練

- ① 通報連絡訓練
- ② 情報共有訓練 ※
- ③ 応急対応訓練 ※

(2) 敦賀対策本部

- ① 機構内の情報共有訓練

(3) 機構対策本部

- ① 機構内及びERCとの情報共有訓練

9. 訓練結果の概要及び個別評価

各訓練の実施内容及び評価は以下のとおり。

9. 1 第1部訓練

(1) 現地対策本部における訓練

①要員参集訓練

<実施内容>

現地対策本部要員は、敦賀市で震度6弱の地震発生後、所内放送装置による原子力防災管理者からの招集指示に従い緊急対策室に参集した。また、現地対策本部の各班長は、参集状況を確認して活動体制を整えた。その後、原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した。

<評価>

「災害対策管理要領」に基づき、以下のとおり実施できた。

- ・ 現地対策本部要員は、緊急対策室に参集できた。
- ・ 現地対策本部の各班長は、活動体制を整えることができた。
- ・ 原子力防災管理者は、現地対策本部を設置できた。

上記を踏まえ、現地対策本部要員の参集及び本部の設置について、習熟が図られているものと評価する。

②通報訓練

<実施内容>

(ア) 対外対応班は、もんじゅで発生したEAL事象について通報文を作成し、副本部長に記載内容の確認を受けた後、原子力防災管理者の了承を得た。

(イ) 通報連絡渉外班は、国、自治体、機構内他拠点等の関係箇所へ一斉同報FAXによる通報連絡を行った。また、FAX送付後に電話による着信確認を実施した。なお、FAX送付後の着信確認が完了する前にその続報FAXが発信されることはなかった。

EAL事象の発生に関する通報連絡の実績を下表に示す。

<EAL事象の発生に係る通報連絡の実績>

通算 報No.	通報内容	送信時刻	続報送信までの 所要時間
1	地震発生時（震度4以上）におけるプラント状況連絡メモ	13:20	—
2	【警戒事態該当事象発生後の経過連絡】 AL-：所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合	13:48	28分
3	【警戒事態該当事象発生後の経過連絡】 AL-：所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合	14:14	26分
4	【警戒事態該当事象発生後の経過連絡】 AL-：所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合	14:48	34分
5	【警戒事態該当事象発生後の経過連絡】 AL-：所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合	15:14	26分
6	【警戒事態該当事象発生後の経過連絡】 AL-：所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合	15:41	27分
7	【警戒事態該当事象発生後の経過連絡】 AL-：所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合	15:58	17分

<評価>

(ア) 対外対応班は、「災害対策管理要領」及び「通報文作成手引き」に基づき、通報文を作成できた。

(イ) 通報連絡渉外班は、「災害対策管理要領」に基づき、概ね30分毎に一斉同報FAXによる通報連絡ができた。また、電話による着信確認ができた。

上記を踏まえ、現地対策本部からの通報連絡について、習熟が図られているものと評価する。

③緊急時環境モニタリング訓練

<実施内容>

放射線管理班は、燃料池の水位低下の連絡を受け、平常時の環境モニタリング（空間放射線量率、風向・風速等の気象観測）に加え、展望台付近にモニタリングカーを配置し空間放射線量率及び空气中ヨウ素濃度の測定を行い現地対策本部へ報告した。また、環境管理棟付近に可搬型モニタリングポストを配置し空間放射線量率の測定を行い現地対策本部へ報告した。

<評価>

放射線管理班は、「災害対策管理要領」に基づき、もんじゅ施設内、もんじゅ施設周辺の環境モニタリングを行い、定期的に現地対策本部へ報告できた。

上記を踏まえ、現地対策本部の緊急時環境モニタリングについて、習熟が図られているものと評価する。

④もんじゅ施設内退避者誘導訓練

<実施内容>

(ア) もんじゅ施設内の従業員等は、所内放送装置による緊急地震速報を受け、ヘルメットの着用、机の下等で身を守る安全確保行動をとった。

(イ) 避難救急班は、現地対策本部長の指示を受け、もんじゅ施設内の従業員等に対して所内放送装置による総合管理棟内食堂への集合を指示した。また、集合場所での人員点呼を行った。

(ウ) 避難救急班は、「他事業所発災時のもんじゅへの影響検討・対応チェックリスト」を活用し、ふげん及び原電敦賀発電所の発災情報や道路通行止め、津波警報の有無などの収集した情報を踏まえた上で研究棟へ退避誘導し、その後、佐田-関峠ルートから原子力機構ひばりヶ丘体育館へ退避指示誘導を行った。

<評価>

(ア) もんじゅ施設内の従業員等は、「緊急地震速報受信時行動規則」に基づき、安全確保行動ができた。

(イ) 避難救急班は、「災害対策管理要領」に基づき、集合場所への集合指示ができた。

(ウ) 避難救急班は、ふげん及び原電敦賀発電所の発災情報や道路通行止め、津波警報の有無などを踏まえた上で退避場所を決め退避誘導ができた。

上記を踏まえ、もんじゅ施設内の従業員等の退避誘導について、習熟が図られているものと評価する。

⑤原子力災害医療訓練

<実施内容>

(ア)放射線管理班は、管理区域内での負傷・汚染者1名を出入管理室に搬送し汚染を除去した後、避難救急班へ引き継いだ。

(イ)避難救急班は、負傷者の状態を確認して応急処置の実施、もんじゅ構内の健康管理室への搬送を行い、救急車の搬送不要の判断をした。

<評価>

(ア)放射線管理班は、「人身事故対策活動要領」に基づき、負傷・汚染者の対応ができた。

(イ)避難救急班は、「人身事故対策活動要領」に基づき、負傷者の状態確認、応急処置ができた。

上記を踏まえ、現地対策本部の原子力災害医療について、習熟が図られているものと評価する。

⑥情報共有訓練

<実施内容>

(ア)現地対策本部は、同一地域複数事業所同時発災した際に、機構TV会議システムによりふげん現地対策本部からふげんの発災情報を、敦賀対策本部から原電敦賀発電所の発災情報を入手した。

(イ)現地対策本部は、ふげん及び原電敦賀発電所の事故の状況を踏まえて災害対策資料（「発生事象状況確認シート⁴」、「事象進展対策シート⁵」等の視覚情報）を活用してEAL事象の発生状況及び応急措置を整理し、機構TV会議システム及び書画装置により敦賀対策本部及び機構対策本部と適宜情報共有した。

なお、「事象進展対策シート」に記載した各対応策の準備の開始時刻及び終了時刻の誤記、記載漏れはなかった。

(ウ)情報班長（情報専任者）は、警戒事態該当事象発生に係るブリーフィングを実施し、発生事象に係る対応状況、進展予測・対策等について説明し、敦賀対策本部及び機構対策本部と情報共有した。

(エ)現地対策本部は、「他事業所発災時のもんじゅへの影響検討・対応チェックリスト」を活用し、ふげん及び原電敦賀発電所の発災による、もんじゅへの放射線量の影響や退避について情報共有を行った。

<評価>

(ア)現地対策本部は、ふげん及び原電敦賀発電所の発災情報について、ふげん現地対策本部、敦賀対策本部及び機構対策本部と機構TV会議システム等を活用して情報共有できた。

(イ)現地対策本部は、「災害対策管理要領」に基づき、ふげん及び原電敦賀発電所の事故の状況を踏まえて災害対策資料を活用して情報を整理し、機構TV会議システム及び書画装置により敦賀対策本部及び機構対策本部と情報共有できた。

⁴ 発生した事象に対して全体を俯瞰した情報提供が行えるよう、EAL事象の該当条件、事象進展を把握するために監視すべきデータ（水位、圧力、放射線モニタ指示値等）等を取りまとめたCOPシート（Common Operational Picture；共通状況図）の1つ。

⁵ 発生した事象の進展を防ぐための対応策（例：放射性物質の施設外漏えい時における放出停止措置等）をまとめたCOPシートの1つ。

(ウ)情報班長(情報専任者)は、「災害対策管理要領」に基づき、ブリーフィングにより敦賀対策本部及び機構対策本部と情報共有できた。

(エ)現地対策本部は、ふげん及び原電敦賀発電所の発災情報を踏まえたうえで、もんじゅへの放射線量の影響や退避について情報共有が行えた。

上記を踏まえ、現地対策本部と機構内との情報共有について習熟が図られているものと評価する。

⑦応急対応訓練

本訓練では現場対応能力向上のため、燃料池水漏えい箇所の隔離操作時における保護具の装着、原子炉容器周りのNa漏えい警報発報時の対応等の現場実動訓練を実施した。

<実施内容>

(ア)現地対策本部は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために行う応急措置として次の指示・対応を行った。

- ・燃料池水漏えいが発生した際に、消防班の体制として、解体現場での火災の鎮圧状況確認者、各消火栓の対応者の配置を検討したうえで、消防班による屋内消火栓、屋外消火栓、消防車を用いた燃料池水の補給作業を行った。
- ・補修班長は、全交流電源喪失の発生に伴い、電源車で給電に係る体制構築を班員に指示し、給電開始予定時刻や進捗状況を現地対策本部内に情報共有したうえで、電源車で給電対応を行った。
また、既設の燃料池水位計が使用不可になった際に、当直長は運転員の各現場の対応状況等を運転班長と情報共有して可搬式水位計による現場での水位測定を行うことを判断し、現地対策本部に情報共有したうえで、当直員に作業開始を指示し、水位測定対応を行った。
- ・電源車の現場要員は、電源車の操作時に指揮者と相互確認、指示復唱を行い、電源車の操作を実施した。また、当直員は当直長と連絡を取り、可搬式水位計での測定準備を行っていた。
- ・既設の燃料池水位計の指示値がダウンした状況において、運転班長と当直員で連絡現地対策本部に情報共有して可搬式の水位計による現場での水位測定を行うことを判断し、水位測定を実施した。

(イ)現地対策本部は、原子炉容器周りのNa漏えい警報が発報した際に、フィルタ分析によるナトリウム漏えいの有無確認に係る応急の指示・対応を行った。

(ウ)現地対策本部は、その他トラブルの応急措置として次の指示・対応を行った。

- ・解体現場(油予備タンク室)で火災が発生した際に、協力会社職員への発災状況の確認、自衛消防隊への消火活動の指示及び消火活動を行った。
- ・身体汚染の疑いがある負傷者が発生した際に、除染及び救急処置の指示を行った。
- ・燃料池水漏えいが発生した際に、燃料池水漏えい箇所の隔離作業の指示及び操作時の保護具の装着、屋内消火栓、屋外消火栓、消防車を用いた燃料池補給作業に係る応急の指示・対応を行った。

(エ)現地対策本部は、ふげん及び原電敦賀発電所の発災情報や道路通行止め、津波警報の有無などの収集した情報を踏まえ「他事業所発災時のもんじゅへの影響検討・対応チェックリスト」を活用し、他事業所のPAZ圏内におけるもんじゅ従業員の避難検討、他

事業所からもんじゅへの放射線量の影響検討及び屋外作業の対応方針の決定を行い、次の応急の指示・対応を行った。

- ・ 避難用バス大型3台、中型2台を準備し、佐田-関峠ルートでもんじゅ施設内の従業員等を原子力機構ひばりヶ丘体育館に避難させること。
- ・ もんじゅモニタリングポスト、モニタリングステーションによる空間線量率、ダスト濃度の監視を強化すること。
- ・ 避難場所の線量当量率測定用サーベイメータを準備すること。

<評価>

(ア) 現地対策本部は、「災害対策管理要領」に基づき、以下のとおり応急措置の指示・対応を行うことができた。

- ・ 燃料池水漏えいが発生した際に、消防班員の状況を確認したうえで、必要な班員の配置を適切に行い、燃料池水の補給作業の指示・対応を実施した。
- ・ 全交流電源喪失時における応急処置（電源車による給電、可搬式水位計による水位測定）に対して、リソースの状況確認、配分を適切に行い、現場要員に対して各役割、作業内容及び注意事項の指示を行った。
また、現場作業の進捗状況、余震発生時の現場要員の安否等を適宜現地対策本部内に報告し、情報共有を図った。
- ・ 電源車による給電対応の現場要員及び可搬式水位計による水位測定の現場要員は、それぞれの現場指揮者とコミュニケーションをとりながら確実に作業を行った。
- ・ 既設の燃料池水位計の指示値がダウンした状況においても、可搬式の水位計による現場での水位測定を迅速かつ確実に実施できた。

(イ) 現地対策本部は、「災害対策管理要領」に基づき、ナトリウム漏えい警報が発報した際に応急の指示・対応を行うことができた。

(ウ) 現地対策本部は、「災害対策管理要領」に基づき、その他トラブル（解体現場での火災発生、負傷者発生等）が発生した際に、応急の指示・対応を行うことができた。

(エ) 現地対策本部は、他事業者の発災状況等を踏まえたうえで、もんじゅへの放射線量の影響や退避について検討・指示を行うことができた。

上記を踏まえ、現地対策本部における応急対応について、習熟が図られているものと評価する。

(2) 敦賀対策本部における訓練

① 機構内及びERCとの情報共有訓練

<実施内容>

敦賀事業本部では、大規模地震発生を受けて、敦賀対策本部（ERC対応ブース含む）を設置し、機構TV会議システムを使い、機構対策本部及び現地対策本部と情報を共有した。また、敦賀対策本部は、機構TV会議システムでの発話内容（ブリーフィング情報含む）及び書画装置を用いて共有した視覚情報を基に、プラント情報、今後の事象進展等に関する情報を収集し、敦賀対策本部内で情報共有した。更に、機構対策本部が行うERC対応を補佐した。

<評価>

敦賀対策本部は、「情報提供フロー」、「敦賀対策本部規則【事故対応編】」に基づき、敦賀対策本部を設置し、機構TV会議システム等を用いて現地対策本部からの情報収集及び

敦賀対策本部内の情報共有ができた。ERC対応においては、機構対策本部の説明に関する資料の確認やそれらの提示の準備を行い、機構対策本部の捕足説明ができるよう準備を行った。

上記を踏まえ、機構内及びERCとの情報共有について習熟が図られているものと評価する。

②事業者間の情報連携訓練

＜実施内容＞

事業者間の情報連携のために若狭地域原子力事業者支援連携本部（以下「支援連携本部」という。）を立ち上げ、各事業者は支援連携本部に要員を派遣した。敦賀対策本部情報班は、支援連携本部とWeb会議ツールにより、それぞれのプラントのEAL情報、モニタリングポストの値等を事業者間で共有した。また、敦賀対策本部情報班は、事業者間で共有した情報を機構TV会議システムを用いて、機構内で共有し、必要な放射線防護措置や避難について検討するようふげん・もんじゅ両サイトへ指示した。

＜評価＞

敦賀対策本部情報班は、原電敦賀発電所の情報を適切に入手し、その情報を機構内で共有して、ふげん・もんじゅ両サイトに屋外作業への影響確認等の指示ができたことから、事業者間の情報連携は適切にできたと評価する。

上記を踏まえ、事業者間の情報連携訓練について習熟が図られているものと評価する。

③広報対応訓練

＜実施内容＞

敦賀対策本部広報班は、現地対策本部からの情報を基にプレス文を作成し、現地対策本部の確認を受け、取りまとめた。

＜評価＞

敦賀対策本部広報班は、「敦賀対策本部規則【事故対応編】」に基づき、発生事象の内容、環境への影響を盛り込んだプレス文を作成することができた。

上記を踏まえ、広報対応について習熟が図られているものと評価する。

（３）機構対策本部における訓練

①機構内及びERCとの情報共有訓練

＜実施内容＞

（ア）機構対策本部は、現地対策本部が発信し敦賀対策本部によって確認された情報（機構TV会議システムでの発話内容（ブリーフィング情報含む。）及び書画装置や共有フォルダを用いて共有した「事象進展対策シート」等の視覚情報）を基に、発生事象、収束対応戦略等に関する内容を収集した。また、機構対策本部ERC対応ブースの統括者は、情報収集担当者に指示し、ERCに対して提供すべき情報をホットラインによって収集した。

（イ）機構対策本部ERC対応ブースの統括者は、収集した情報を確認し、発話者に対してERCに対して提供すべき事項を指示した。機構対策本部ERC対応ブースの発話者は、書画装置により「事象進展対策シート」等を活用した上で、発生事象、収束対応戦略等に関する情報をERCに対して提供した。また、原電敦賀発電所の発話が優先され機構対策本

部ERC対応ブースから発話ができない状況においても、リエゾンを経由してERCへもんじゅ及びふげんの情報をERCへ提供した。

<評価>

(ア)機構対策本部は、「原子力規制庁緊急時対応センターとの接続時対応マニュアル」(以下「ERC対応マニュアル」という。)に基づき、機構内から情報を収集することができた。

(イ)機構対策本部は、「ERC対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」を意識して発生事象、収束対応戦略等の情報をERCへ共有することができた。また、原電敦賀発電所の発話が優先される状況においても、リエゾンを通じて、もんじゅ及びふげんの情報をERCへ提供することができた。

上記を踏まえ、機構内及びERCとの情報共有について習熟が図られているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・負傷者の続報をリエゾン経由でERCへ伝達するとしていたものの、その情報を即応センターからリエゾンへ送付しなかったため実施できなかった。【12.(2)問題点】

②原子力緊急事態支援組織との連携訓練

<実施内容>

機構対策本部は、現地対策本部からの支援要請を受け、原子力緊急事態支援組織である福島廃炉安全工学研究所に対して遠隔機材の支援を要請した。また、遠隔機材の準備状況、運搬状況を原子力緊急事態支援組織から情報収集し、機構TV会議システムでの発話により現地対策本部へ情報提供を行った。

<評価>

機構対策本部は、「機構本部事故対策規則」に基づき、現地対策本部からの要請を受けて原子力緊急事態支援組織へ支援要請をすると共に、その準備状況、運搬状況を機構内へ情報提供が行えたことから、支援要請における対応を適切に実施できた。

上記を踏まえ、原子力緊急事態支援組織への支援要請について、習熟が図れているものと評価する。

9.2 第2部訓練

(1) 現地対策本部における訓練

①通報訓練

<実施内容>

(ア)対外対応班は、もんじゅで発生したEAL事象について通報文を作成し、副本部長に記載内容の確認を受けた後、原子力防災管理者の了承を得た。

(イ)通報連絡渉外班長が不在のため、通報連絡渉外班長代理が通報連絡の対応を行った。

通報連絡渉外班は、国、自治体、機構内他拠点等の関係箇所へ一斉同報FAXによる通報連絡を行い、一斉同報FAX機能が喪失した際は、衛星IP-FAXによる通報連絡を行った。また、FAX送付後に電話による着信確認を実施した。

EAL事象の発生に関する通報連絡の実績を下表に示す。

<EAL事象の発生に係る通報連絡の実績>

通算 報No.	通報内容	判断時刻	送信時刻	所要時間
4	【特定事象発生通報（原子炉施設）】 原災法第10条事象（SE01：敷地境界付近の放射線量の上昇）	10:25	10:34	9分 (判断～送信)
5	【特定事象発生通報（原子炉施設）】 原災法第15条事象（GE01：敷地境界付近の放射線量の上昇）	10:35	10:39	4分 (判断～送信)
6	【応急措置の概要（原子炉施設）】 原災法第25条報告（モニタリングポストの指示値が5 μ Sv/hを下回った）	—	11:00	21分 (前報～今報)
7	【応急措置の概要（原子炉施設）】 原災法第25条報告（モニタリングポストの指示値が通常値に復帰）	—	11:26	26分 (前報～今報)

注：通算第1報～第3報は前提条件として情報付与した。

<評価>

(ア) 対外対応班は、「災害対策管理要領」及び「通報文作成手引き」に基づき、通報文を作成できた。

(イ) 通報連絡渉外班は、班長が不在の中、「災害対策管理要領」に基づき、一斉同報FAX及び代替手段（衛星IP-FAX）を用いて、EAL該当判断後の15分以内に特定事象発生の通報連絡ができ、さらに30分毎に応急措置の概要について通報連絡ができた。また、電話による着信確認ができた。

上記を踏まえ、現地対策本部からの通報連絡について、習熟が図られているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・対外対応班は、原災法第15条事象の通報FAXを作成する際、防災業務計画の様式3-1-9「特定事象発生通報様式」を使用した、「第10条通報」の記載を「第15条通報」と修文した。【12. (1) 問題点①】
- ・対外対応班は、SE01、GE01の発生に伴い、様式3-1-9「特定事象発生通報様式（原子炉施設）」を作成した。その内、「その他特定事象の把握に参考となる情報」欄に対し、SE01発生時は空欄とし、GE01発生時は地震発生について記載した。
また、地震をきっかけに漏えいが発生したため、「想定される原因」に「地震」と記載した。【12. (1) 問題点②】

②情報共有訓練

<実施内容>

(ア) 現地対策本部は、機構TV会議システムによりふげんの発災情報の発災情報を入手した。

(イ) 現地対策本部は、災害対策資料（「発生事象状況確認シート」、「事象進展対策シート」等の視覚情報）を活用してEAL事象の発生状況及び応急措置を整理し、機構TV会議システム及び書画装置により敦賀対策本部及び機構対策本部と適宜情報共有した。

なお、「事象進展対策シート」に記載した各対応策の準備の開始時刻及び終了時刻の誤記、記載漏れはなかった。

(ウ)情報班長（情報専任者）は、特定事象発生に係るブリーフィングを実施し、発生事象に係る対応状況、進展予測・対策等について説明し、敦賀対策本部及び機構対策本部と情報共有した。

<評価>

(ア)現地対策本部は、ふげんの発災情報について、機構TV会議システム等を活用して情報共有できた。

(イ)現地対策本部は、「災害対策管理要領」に基づき、災害対策資料を活用して情報を整理し、機構TV会議システム及び書画装置により敦賀対策本部及び機構対策本部と情報共有できた。

(ウ)情報班長（情報専任者）は、「災害対策管理要領」に基づき、ブリーフィングにより敦賀対策本部及び機構対策本部と情報共有できた。

上記を踏まえ、現地対策本部と機構内との情報共有について習熟が図られているものと評価する。

③応急対応訓練

<実施内容>

(ア)現地対策本部長は、EAL01に係る事象の発生状況を把握し、SE01及びGE01の該当判断を行った。

(イ)現地対策本部長は、敦賀原子力防災センターへの派遣指示を行った。

<評価>

(ア)現地対策本部長は、EALに係る事象の発生状況を把握し、EAL事象の該当判断を行うことができた。

(イ)現地対策本部長は、敦賀原子力防災センターへの派遣指示を決定し指示することができた。

上記を踏まえ、現地対策本部における応急対応について、習熟が図られているものと評価する。

(2) 敦賀対策本部

①機構内及びERCとの情報共有訓練

<実施内容>

敦賀事業本部では、大規模地震発生を受けて、敦賀対策本部（ERC対応ブース含む）を設置し、機構TV会議システムを使い、機構対策本部及び現地対策本部と情報を共有した。また、敦賀対策本部は、機構TV会議システムでの発話内容及び書画装置を用いて共有した視覚情報を基に、プラント情報、今後の事象進展等に関する情報を収集し、敦賀対策本部内で情報共有した。

<評価>

敦賀対策本部は、「情報提供フロー」、「敦賀対策本部規則【事故対応編】」に基づき、敦賀対策本部を設置し、機構TV会議システム等を用いて現地対策本部からの情報収集及び敦賀対策本部内の情報共有ができた。

上記を踏まえ、情報共有について習熟が図られているものと評価する。

(3) 機構対策本部

①機構内の情報共有訓練

<実施内容>

(ア)機構対策本部ERC対応ブースは、現地対策本部が発信した情報（機構TV会議システムでの発話内容（ブリーフィング情報含む。）及び書画装置や共有フォルダを用いて共有した「事象進展対策シート」等の視覚情報）を基に、発生事象、EAL判断の根拠、収束対応戦略等に関する内容を収集した。

(イ)機構対策本部ERC対応ブースは、書画装置により視覚情報を活用した上で、発生事象、EAL判断の根拠、収束対応戦略等に関する情報をERCに対して提供した。また、EAL判断に伴うERCとの原災法第10条事象確認会議、第15条事象認定会議（以下「10条・15条会議」という。）を実施した。その際に最悪の事態の進展予測についても説明した。

<評価>

(ア)機構対策本部は、「ERC対応マニュアル」に基づき、現地対策本部から発生事象等に関する情報を機構TV会議システム等の活用によって収集することができた。

(イ)機構対策本部ERC対応ブースは、「ERC対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」を意識して発生事象、EAL判断の根拠、収束対応戦略等の情報をERCへ視覚的に分かりやすく共有することができた。また、ERCとの10条・15条会議を遅滞なく実施できた。

上記を踏まえ、機構内及びERCとの情報共有に係る所作について習熟が図れているものと評価する。

10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価

前回の防災訓練（令和6年9月17日実施）で抽出された改善点に対する取組状況は以下のとおり。

(1) 現地対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点① 通報連絡渉外班は、国、自治体にFAX送付した通報文の第9報から第11報の着信確認を速やかに開始できなかった。 <課題> 通報連絡渉外班は、相手先の不通等により一部の着信確認が完了しなかった場合、全て完了するまで次のFAXの着信確認に移行できていない。 <原因> 通報連絡渉外班は、FAXの着信確認が全て完了するまで次のFAXの着信確認に移行してはいけなと認識していた。	<対策> 「着信確認チェックシート」の注意事項に「相手先の不通等により一部の着信確認が完了しない場合は、その着信確認に必要な要員以外は次の着信確認に着手すること」を明記して

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
	周知教育を行った。 ＜評価＞ 通報連絡渉外班員は、「着信確認チェックシート」に追記した注意事項を確認しながら着信確認を行っており、第1報から第7報（最終報）の着信確認を問題なく完了した。 このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。 【9. 1 (1) ②】【完了】
・問題点② 情報班は、機構対策本部や敦賀対策本部に「事象進展対策シート」を用いて正確な情報を提供できなかった。 ＜課題＞ 情報班が記載した「事象進展対策シート」の各対応策の準備の開始時刻及び終了時刻に誤りがあった。 ＜原因＞ 現地対策本部では、「事象進展対策シート」の各対応策の準備を実施した班が開始時刻及び終了時刻を発話し、記録資材班が時系列に、情報班が「事象進展対策シート」にその時刻を記載した。また、情報班が情報提供元に実施内容や時刻を再確認した後、機構TV会議システム及び書画装置により機構対策本部や敦賀対策本部に情報を提供した。 しかし、情報提供元の不明確な発話や言い間違いにより記録資材班や情報班が誤った認識をし、更に、情報班が口頭のみで情報提供元に実施内容や時刻を再確認したため機構対策本部や敦賀対策本部に情報を提供する前に誤りを訂正できなかった。	＜対策＞ 情報班が情報提供元に対して行う実施内容や時刻の再確認は、口頭確認ではなく時系列や「事象進展対策シート」の記載内容を示しながら行うことを「情報班手引き」に明記し周知教育を行った。 ＜評価＞ 情報班は、時刻等を記載した書画装置で現地対策本部内に「事象進展対策シート」の記載内容を示しながら説明を行っており、事項等の誤記、記載もれがない様に努めていた。 このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。 【9. 1 (1) ⑥】【完了】

（2）敦賀対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点① 他事業者との情報連絡担当者は、他事業者と電話及びWeb会議ツールを使って、情報共有を行い、発生したEAL情報等を入手して、機構TV会議システムを使い機構内での情報共	

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
有を図った。しかし、他事業者との情報連絡担当者は、機構サイトに及ぼす環境影響の予想までは、敦賀対策本部に伝えられなかった。 <課題> 他事業者からEAL情報を入手した際には、その後の事象進展予想などの付帯情報も可能な範囲で入手する努力をすべきであった。 <原因> 他事業者との情報連絡担当者は、他事業者プラントにおけるEAL到達時、事象進展の予想についても問いかける準備ができていなかった。	<対策> 他事業者との情報連絡担当者が、他事業者プラントにおけるEAL到達時に、事象進展や隣接する機構サイトに及ぼす影響を的確に把握するため、他事業者プラントに関する図書類を備え、必要な情報を聞き出すための手引きを準備した。 <評価> 他事業者プラントに関する図書を備えたことにより、原電敦賀発電所とふげんとの境界で発生した火災が拡大した場合、原電敦賀発電所の設備に与える影響について具体的に把握することができ、また、図書を使い、より詳細な情報を聞き出すことができた。 このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9. 1 (2) ②】【完了】
・更なる改善事項① 複数事業所同時発災のため単独発災時と異なり敦賀OFCではなく美浜OFCに事故合同現地对策本部が設置されたため、美浜OFCには対応活動に必要な資機材がなく支障をきたすことが分かった。	<対策> 美浜OFCへ移行した場合でも対応活動ができるように、可搬型資機材などを準備した。 <評価> 美浜OFCで使用できる携帯電話及び可搬型FAX装置を準備し、要素訓練として実際に敦賀対策本部との間で音声及びFAXでの通信ができることを確認した。 このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価するが、今後も通信方法の多様化に努める【継続】

(3) 機構対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点① ERCに対する冒頭のプラント状況の報告時において、情報をまとめた状況確認用のシートを書画装置に示しながら説明した。しかし、発話者は説明する事項が多岐にわたることから、早口で発話したため、発生時刻、発災前のプラント状況等の必要な情報がERCへ伝わらなかった。 <課題> ERCへ報告する情報が多岐にわたる場面において、必要な情報が正確に伝わるかたちで発話することができなかった。 <原因> 複数事業所同時発災時かつ報告する情報が多岐にわたる場面において、発話者はなるべく多くの情報を短時間に説明しようと焦り、ERCが状況を理解できる情報発信（伝わる発話）を実施する認識が足りなかった。	<対策> ①事前教育の改善：ERC対応者への事前教育の一環として、これまでの良好事例と自身が対応した過去の訓練映像を比較させ、説明時に要求される事項、ポイント等を自覚させた。 ②掲示物の作成：発話者が落ち着いた対応を意識し、「伝わる発話」ができるように、発話時の注意点を記載した掲示物を作成し、ERC対応ブースに掲示した。 <評価> 機構対策本部ERC対応ブースの発話者は、初動時にもんじゅ及びふげんのプラント情報を提供する際、書画装置を活用し、落ち着いて丁寧に説明できた。 このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9.1(3) ①】【完了】
・問題点② ERCへの書画装置を用いたプラント状況の説明において、線が細い、文字が小さい等、視認しにくい資料を用いてERCに説明した。 <課題> 視認性が低い視覚情報を用いて、ERCへ説明を実施した。 <原因> ①現地対策本部から収集し、ERCへ共有した書画（グラフ、系統図等）の文字や線が細かく記載されている。 ②機構対策本部は収集した図表の視認性が悪い場合、視認できる資料を再度収集する着意が足りない。	<対策> ①視覚情報の改善：書画装置に表示した際に文字や線がつぶれ必要な情報が十分に伝わらない災害対策資料、グラフ等について、視認できるものに修正するよう、視覚情報の作成基準を整理して拠点に周知した。 ②視覚情報の再収集：機構対策本部は現地か

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
	ら視認性の悪い図表の提供を受けた場合、情報班長からその旨を指摘し、視認できる図表を再度収集した後、リエゾンを介してERCへ共有するようマニュアルを見直した。 <評価> 機構対策本部ERC対応ブースは、現地対策本部から視認性の高い視覚情報を収集し、ERCに対して、それを用いて説明できた。 このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9. 1 (3) ①】【完了】

1 1. 訓練全体の評価結果

以下の評価結果から、「2. 達成目標」に対して、一部課題は抽出されたものの概ね目標を達成し、「1. 訓練目的」に示す「国、自治体等へ正確に情報提供等を行える対応体制」及び「前年度から改善を図った事項」の有効性が確認できたと評価する。

(1) 現地対策本部

- ① ふげん、もんじゅ、日本原子力発電敦賀発電所の同時発災を想定し、事業者間で連携し、発災情報の共有及び災害応急活動を行うこと。【第1部訓練】
 (主な検証項目：現地対策本部は、同一地域複数事業所同時発災した際に、発災事業者間で連携し発災情報を共有できること。【第1部訓練】)
 - ・ 現地対策本部は、ふげん及び原電敦賀発電所の発災情報について、ふげん現地対策本部、敦賀対策本部及び機構対策本部と機構TV会議システム等を活用して情報共有できた。【9. 1 (1) ⑥(ア)】
 - ・ 現地対策本部は、ふげん及び原電敦賀発電所の発災情報を踏まえたうえで、もんじゅへの放射線量の影響や退避について情報共有が行えた。【9. 1 (1) ⑥(エ)】
 - ・ 現地対策本部は、ふげんの発災情報について、機構TV会議システム等を活用して情報共有できた。【9. 2 (1) ②(ア)】
- ② 原災法第10条及び第15条事象に至る可能性がある事故、水・蒸気系等発電設備の解体撤去作業中の災害等の複数のトラブルの発生を想定し、現地対策本部で災害対策資料等を活用して情報を整理し、敦賀対策本部、機構対策本部及び機構外に正確な情報共有、外部連絡を行うこと。【第1部訓練及び第2部訓練】
 (主な検証項目：現地対策本部は、災害対策資料を活用してEAL事象の発生状況及び応急措置を整理し、機構TV会議システム等を用いて敦賀対策本部及び機構対策本部に情報提供できること。また、FAX等により機構外（自治体等）に情報提供できること。【第1部訓練及び第2部訓練】)
 - ・ 通報連絡渉外班は、「災害対策管理要領」に基づき、一斉同報FAXによる通報連絡及び電話による着信確認ができた。【9. 1 (1) ②(イ)】
 - ・ 現地対策本部は、「災害対策管理要領」に基づき、ふげん及び原電敦賀発電所の事故

- の状況を踏まえて災害対策資料を活用して情報を整理し、機構TV会議システム及び書画装置により敦賀対策本部及び機構対策本部と情報共有できた。【9. 1 (1) ⑥(イ)】
 - ・ 対外対応班は、「災害対策管理要領」及び「通報文作成手引き」に基づき、通報文を作成できた。【9. 2 (1) ①(ア)】
 - ・ 通報連絡渉外班は、班長が不在の中、「災害対策管理要領」に基づき、一斉同報FAX及び代替手段(衛星IP-FAX)による通報連絡並びに電話による着信確認ができた。【9. 2 (1) ①(イ)】
 - ・ 現地対策本部は、「災害対策管理要領」に基づき、災害対策資料を活用して情報を整理し、機構TV会議システム及び書画装置により敦賀対策本部及び機構対策本部と情報共有できた。【9. 2 (1) ②(イ)】
 - ・ 現地対策本部長は、敦賀原子力防災センターへの派遣指示を決定し指示することができた。【9. 2 (1) ③(イ)】
- ③ 作業員の負傷、作業員の汚染等が発生した場合に、負傷者等の管理区域からの搬出、除染対応、応急処置及び情報提供ができること。【第1部訓練】
 (主な検証項目：原子炉施設管理区域内での作業員の負傷、皮膚汚染等の事象が発生した場合に、負傷者を保護し、搬出、応急処置及び情報提供が円滑に実施できること。また、作業員の皮膚汚染を適切な方法で除染が実施できること。【第1部訓練】)
 - ・ 放射線管理班は、「人身事故対策活動要領」に基づき、負傷・汚染者の対応ができた。【9. 1 (1) ⑤(ア)】
 - ・ 避難救急班は、「人身事故対策活動要領」に基づき、負傷者の状態確認、応急処置ができた。【9. 1 (1) ⑤(イ)】
- ④ 現場活動において、現場対応者-現場指揮者-現地対策本部の指揮命令の実施、その指示に基づいた活動を行うことにより、現場対応能力向上を図ること。【第1部訓練】
 (主な検証項目：現地対策本部は、全交流電源喪失時における応急処置(電源車による給電、可搬式水位計による水位測定)に係る作業を指示し、現場指揮者及び現場要員は、その対応ができること。【第1部訓練】)
 - ・ 現地対策本部は、「災害対策管理要領」に基づき、燃料池水漏えい、全交流電源喪失及び既設の燃料池水位計が使用不可になった際に、応急措置の指示・対応を行うことができた。【9. (1) ⑦(ア)】
 - ・ 現地対策本部は、「災害対策管理要領」に基づき、ナトリウム漏えい警報が発報した際に応急の指示・対応を行うことができた。【9. (1) ⑦(イ)】
- ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。
 - ・ 「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

(2) 敦賀対策本部

- ① ERC対応者は、現地対策本部から機構テレビ会議システムにより情報を入手し、統合原子力防災ネットワークシステムに接続されたTV会議システムにより、機構対策本部を補佐し、想定される対策の情報を含めERCへ正確な情報提供ができること。また、敦賀対策本部要員は機構TV会議システムにより、現地対策本部から情報を入手し、原子力事業所災害対策支援拠点の立上げ等の適切な対応をとり、機構内に正確な情報提供ができること。
 (主な検証項目：ERC対応者は、現地対策本部から情報を入手し、機構対策本部を補佐し、

技術的な情報を含めERCへ正確な情報提供ができること。また、敦賀対策本部要員は現地対策本部から情報を入手し、原子力事業所災害対策支援拠点の立上げ等の適切な対応をとり、機構内に正確な情報提供ができること。)

- ・ERC対応者は、機構TV会議システムから得られたプラント状況、発生事象の進展状況、対応状況等の情報を用いて、統合原子力防災ネットワークシステムにより、機構対策本部と連携することができた。また、敦賀対策本部要員は、機構TV会議システム等を用いて、現地対策本部からの情報収集及び敦賀対策本部内の情報共有ができた。敦賀対策本部の本部長は、現地対策本部からの支援要請を受けて、当機構のひばりヶ丘体育館・グラウンドが、原子力事業所災害対策支援拠点の設置場所として問題の無いことを判断して、立上げを指示することができた。

【9. 1 (2) ①、9. 2 (2) ①】

- ② 同一地域複数事業所同時発災を踏まえた対応ができること。

(主な検証項目：敦賀対策本部要員は、他事業者と連携し、お互いに発災情報の共有が図れること。)

- ・支援連携本部を立ち上げ、Web会議ツールにより情報共有を行い、他事業者と発災情報の共有を図ることができた。また、他事業者から入手した情報については、機構のTV会議システムを使い、機構内での情報共有を図ることができた。【9. 1 (1) ②】

- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

- ・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

(3) 機構対策本部

- ① 機構対策本部ERC対応ブースの統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。【第1部訓練】

(主な検証項目：機構対策本部ERCブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識したERCとの情報共有ができること。)

- ・機構対策本部ERC対応ブースの統括者は、「ERC対応マニュアル」に基づき、発話者に対してERCへ提供すべき情報の指示ができた。また、情報収集担当者に対して機構内への情報収集を指示できた。発話者は「ERC対応マニュアル」に基づき、書画装置により「事象進展対策シート」等を活用した上で、プラント情報、収束対応戦略等に関する情報をERCへ共有できた。上記から、統括者及び発話者のERC対応に係る技能の習熟が図れつつあることを確認できた。【9. 1 (3) ①】

- ② 同一地域複数事業所同時発災を踏まえた対応ができること。【第1部訓練】

(主な検証項目：機構対策本部ERC対応ブースは、原電敦賀発電所からの発話が優先される状況においても、もんじゅ及びふげんの状況をERCへ伝達できること。)

- ・機構対策本部ERC対応ブースは、原電敦賀発電所の発話が優先される状況においても、リエゾンを通じて、もんじゅ及びふげんの情報をERCへ提供することができた。【9. 1 (3) ①】

- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

- ・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

1 2. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の防災訓練において抽出された改善点は、以下のとおりである。

(1) 現地対策本部

・問題点①（判断理由：達成目標（1）②に関連）

対外対応班は、原災法第15条事象の通報FAXを作成する際、防災業務計画の様式3-1-9「特定事象発生通報様式」を使用したため、「第10条通報」の記載を「第15条通報」と修正した。

【9. 2（1）①】

<課題>

原災法第15条事象の通報FAXに「第10条通報」と記載するところ、「第15条通報」と誤った記載をした。

<原因>

- ①対外対応班は、原災法第15条事象の通報は、「第15条通報」であると誤認していた。また、「第10条通報」の記載について編集制限をかけておらず、編集可能であった。
- ②通報FAX作成後の副原子力防災管理者等によるチェックを行っているが、様式の記載が変更になっていることに気づけなかった。

<対策>

- ①原災法第10条及び第15条に示されている事象は、原災法第10条の規定に基づき通報するものであることを対外対応班に教育する。また、様式3-1-9「特定事象発生通報様式」のwordデータに必要箇所以外は編集できないように制限をかける。
- ②様式自体が変更されていないことや各欄の記載事項に間違いがないか等を容易に確認できるようなチェックシートを作成・運用する。

・問題点②

対外対応班は、SE01、GE01の発生に伴い、様式3-1-9「特定事象発生通報様式（原子炉施設）」を作成した。その内、「その他特定事象の把握に参考となる情報」欄に対し、SE01発生時は空欄とし、GE01発生時は地震発生について記載した。

また、地震をきっかけに漏えいが発生したため、「想定される原因」に「地震」と記載した。

【9. 2（1）①】

<課題>

様式3-1-9「特定事象発生通報様式（原子炉施設）」の「その他特定事象の把握に参考となる情報」欄に特定事象の把握に参考となる情報を記載しなかった。

また、「想定される原因」欄に直接的原因である「漏えい」を記載しなかった。

<原因>

「対外対応班の手引き」において、様式3-1-9「特定事象発生通報様式（原子炉施設）」の「その他特定事象の把握に参考となる情報」欄及び「想定される原因」欄について記載例がなく、対外対応班は、何を書けばよいかわからなかった。

<対策>

「対外対応班の手引き」に以下を記載し、教育する。

- ・様式3-1-9「特定事象発生通報様式（原子炉施設）」の「その他特定事象の把握に参考となる情報」欄に、EALに達した原因（燃料池の水位低下等）を記載すること。
- ・「想定される原因」に直接的原因（漏えい等）を記載すること。

（２）機構対策本部

・問題点

負傷者の続報をリエゾン経由でERCへ伝達するとしていたものの、その情報を即応センターからリエゾンへ送付しなかったため実施できなかった。【９．１（３）①】

<課題>

リエゾンを経由したERCへの情報提供ができていない。

<原因>

ERC対応ブースの統括者がリエゾン経由でERCへ情報共有すると判断した資料（重要度の低い情報：負傷者の続報）を、リエゾンへ送付するための情報提供フローを作成していなかったため、資料の扱いが宙に浮いた状態となった。（発話者が書画装置でERCへ説明した資料をリエゾン経由でERCへ配布するための情報提供フローのみ作成していた。）

<対策>

ERC対応ブースの統括者がリエゾン経由でERCへ情報共有すると判断した資料について、リエゾンへ送付するための情報提供フローを新たに作成し、今後の訓練で有効性を確認する。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

1. 訓練の目的

本訓練は、「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」に定める原子力緊急事態支援組織との支援体制を踏まえ、原子力災害発生時における緊急時対応に係る技能の定着・維持・向上を図るとともに、あらかじめ定めた緊急時対応に係る各種機能が有効に機能することを確認するため、緊急時に備えた各種対応に係る訓練を実施した。

2. 実施期間

令和7年6月12日（木）～11月6日（木）

3. 実施体制、評価体制及び参加者

（1）実施体制

訓練ごとに実施責任者を設け、実施担当者が訓練を行った。

詳細は、「添付資料」のとおり。

（2）評価体制

実施責任者が評価した。

（3）参加者

「添付資料」のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法第 15 条事象が発生し、高放射線環境下における現場での応急措置が必要となる事態を想定した。

5. 防災訓練の項目

個別訓練

6. 防災訓練の内容

遠隔機材の操作訓練

7. 訓練結果の概要及び個別評価

（1）遠隔機材の操作訓練

【実施内容】

- ・ 偵察用ロボット及び作業用ロボットについて、走行、ガレキ撤去等の実操作訓練を実施した。
- ・ 小型無人ヘリについて、ホバリング、移動、旋回等の実操作訓練を実施した。

【評価】

- ・ 原子力緊急事態支援組織が保有する遠隔機材の操作ができることを確認した。評価結

果は、「添付資料」のとおり。

8. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

個別訓練で抽出された今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

以 上

遠隔機材の操作訓練

- ・実施日*：令和7年6月12,13日、8月7,8日、10月8,9日、11月5,6日
- ・参加人数：4名

概 要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
遠隔機材の操作訓練	①福島廃炉安全工学研究所 遠隔機材運用課長 ②高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置部施設管理課員 1 名、廃止措置部技術実証課員 1 名、廃止措置部設備保全課員 1 名、安全・品質保証部施設保安課員 1 名（操作要員）	良	なし	・練度向上のため継続して実施
・ 偵察用ロボット及び作業用ロボットの 実操作訓練を実施 ・ 小型無人ヘリの実操作訓練を実施				

*遠隔機材の操作訓練へ1人1回（2日間）参加